The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	山片蟠桃『夢ノ代』経論篇訳注（四）
Author(s)	岸田, 知子
Citation	懐徳堂研究. 2015, 6, p. 31-48
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/56442
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

山片蟠桃『夢ノ代』経論篇訳注（四）

岸田知子

一、テキストは、関西大学図書館所蔵写本を底本とした。これに句読点等を施した日本思想大系（岩波書店）本を参照した。
一、漢字は常用漢字を用いた。
一、コト、ドモ、シテを記す記号はカナ表記に改めた。
一、送り仮名・振り仮名のうち片仮名は底本による。平仮名は訳注者が施した。
一、底本の欄外書き込みは（欄外：）として該当箇所に挿入した。
一、「　」は底本では章末にある。別本に拠るものと思われる。岩波本に従って本文中に挿入した。
一、各章のタイトルは訳注者がつけた。なお、注はなるべくわかりやすく詳しく書いた。

二十六、「忠」の意味の変化

「為レ人謀而不レ忠乎①」「与レ人忠②」「忠告而善道レ之ヲ③」。コレミナ友ニ交ルヲ以テ云。忠ハ中心偽ハラザル也。君臣・父子・夫婦・兄弟・朋友ミナ通用ス。シカルニ④「君使レ臣ヲ以レ礼ヲ、臣事レ君ニ以レ忠ヲ⑤」。コレ臣ノ君ヘ事フル、中心ヲヲシ出シテ偽飾⑥ラズ、誠ヲツクシテ止ザルヲ云。ソレヨリダン〳〵ト忠ノ字ハ、臣ノ君ニ事フルニ限リテ重シトシ、孝ニ対シテ用ユルヤウニナリタリ。

【注】

①『論語』学而篇に「曾子曰、吾日三省吾身、為人謀而不忠乎、与朋友交而不信乎、伝不習乎（曾子曰く、吾れ

日に三たびわが身を省る。人のために謀りて忠ならざるか、朋友と交はりて信ならざるか、習はざるを伝ふるか）」とある。新注では「三省」を三つのことについて反省すると解釈する。「習」はおさらいすること。新注では伝えられたことをおさらいしないのかの意とする。

②『論語』子路篇に「樊遲問仁、子曰、居処恭、執事敬、与人忠、雖之夷狄、不可棄也（樊遲　仁を問ふ。子曰く、居処は恭に、事を執りて敬に、人に与りて忠なること、夷狄に之くと雖も、棄つべからざるなりと）」とある。

③『論語』顔淵篇に「子貢問友、子曰、忠告而善道之、不可則止、無自辱焉（子貢　友を問ふ。子曰く、忠告して善くこれを道びく。不可なれば則ち止む。自ら辱めらるること無かれと）」とある。

④岩波「然ルニ」。

⑤『論語』八佾篇に「定公問、君使臣、臣事君、如之何、孔子対曰、君使臣以礼、臣事君　以忠（定公問ふ、君臣を使ひ、臣　君に事ふること、これを如何と。孔子対へて曰く、君　臣を使ふに礼を以てし、臣　君に事ふるに忠を以てすと）」とある。

⑥岩波「飾ズ」。

【現代語訳】

「人の為に謀りて忠ならざるや」「人に与りて忠なる」「忠告して善く之を道びく」。これらはすべて友に交ることをいう。忠は心から偽わらないことである。君臣・父子・夫婦・兄弟・朋友の間柄にみな通用する。しかし、「君　臣を使うに礼を以てし、臣　君に事うるに忠を以てす」とあって、ここでは、臣が君に仕えるのに、真心を押しだして偽り飾らず、誠意を尽くしてやまないことをいう。これから次第に忠の字は、臣が君に仕えることに限定して重要視され、孝の対語として用いられるようになった。

二十七、孟子反

「孟子反不レ伐、奔テ而殿、将レ入レ門ニ、策二其馬一ニ曰、非サルニ敢テ後ヲクレタルニ①也、馬不レ進マ也②」。コノ章、殿ト後ト同意ナリ。同シク③シンガリナリ。シカルニ④「ヨクレタルニアラズ」トヨム寸⑤ハ意ヲ失フ。臆病ヲ「ヨクレ」ト云フ⑥以テミレバ、進ム寸ノ「ヨクレ」ナリ。退ク寸ハ後レヲ功トス。シカル⑦寸ハ、コノヨミニテモスムベケレドモ、俗語ニテ「ヨクレタルニアラズ」トイヘバ、何トヤラ云ワケスルヤウ⑧ナルナリ。コヽニテハ「殿シ

タルニアラズ」ト云コトナリ。迹ニ後テ敵ヲフセギ、諸軍ヲミナ引カセテ⑨、我ハ功アリナガラ、逃ル⑩意ヲ人ニシメサントス。ユヘニ車中ニテ御者ノ策⑪マドロシク思ヒテ、自カラ策ヲウチテ曰、「我ワザト迹ニノコリテ、シンガリシタルニハアラズ。馬スヽマサルニヨリテ是非ナクヲクレタルナリ」ト云テ、其功ヲ消テ功トセザルナリ。コノ謙退ハ人ノ及バザル処ナリ。ユヘニ孔子コレヲ称ス。

【注】

①岩波「後」。

②『論語』雍也篇に、「子曰、孟子反不伐、奔而殿、将入門、策其馬曰、非敢後也、馬不進也（子曰く、孟子反伐らず、奔りて殿す。将に門に入らんとす。其の馬を策って曰く、敢えて後たるに非ず、馬進まざるなりと）」とある。

③岩波「同ク」。

④岩波「然ルニ」。

⑤岩波「コト」。

⑥岩波「云ヲ」。

⑦岩波「然ル」。

⑧岩波「ヤウニ」。

⑨岩波「引セテ」。

⑩岩波「逃ル」。

⑪岩波「策ヲ」。

【現代語訳】

「孟子反　伐らず、奔りて殿す。将に門に入らんとし、其の馬を策って曰く、敢えて後たるに非ず、馬進ざるなり、と」。この章では、殿と後とは同意である。同じく「しんがり」である。だから「おくれたるにあらず」と読むのは本意を失う。「おくれ」たことで臆病と見なすのは、進む時の「おくれ」である。退く時は後れを手柄とする。そのようなときは、この読み方でもいいけれども、俗語で「おくれたのではない」といえば、何となく言いわけするように聞こえる。ここでは「殿したるにあらず」ということである。

戦場から去るとき、後れて敵を防ぎ、諸軍をみな引かせて、自分は功がありながら、逃る意があったことを人に示そうとした。だから、車中にて御者の鞭をまどろっこしく思って、自分で鞭打って、「私はわざとあとに残っただけで、しんがりを務めたのではない。馬が進まないからやむなく遅れたのである」と言って、その功を消して功としなかったのである。この謙退は並の人の及ぶも

のではない。だから孔子はこれを褒め称えたのである。

二十八、義と鬼

論語、多ク鬼ト義ト対ス。曰、「非スシテ其鬼ニ而祭レ之、諂也、見テ義不レ為、無レ勇也①」「務ニ民之義ヲ敬シテ鬼神ヲ而遠レ之、可レ謂知ト矣②」、コレナリ。義ハ実近ニシテ今日ノ為ベキコトヲ云。鬼ハ虚遠ニシテ今日ノ切用ニアタラス③。義ニクハシキ人ハ、実ヲフミテ為ベキコトヲ行ヒテ鬼ニ諂ハズ。鬼ヲ事トスル人ハ、虚ヲ行フテ為ベカラザルコトヲ行ヒテ義ヲフマズ。コレ古今ノ通病ナリ。疾病アリテ加持祈禱ヲ事トスル人ハ医薬ニ疎ナリ。医療ヲ事トスル人ハ祈讓④ヲ信セズ。ツ子ニ義ニカナハザルコトヲナシ、我身ノ行ヒ⑤アシキ人ハ、カナラズ鬼神ニ求メテ禍ヲノガレ福ヲ求ム。鬼神ニ求メザル人ハ、我身ヲヨク治メ義ヲ行ヒ、ツトメテ禍ヲ免レ、福ヲノヅカラ来ル。孔子、鬼神ヲステ玉ハズトモ⑥、コヽニ遠ザクト云テ義ニ対ス。後世ヲ慮ルノ深キヲ見ルベシ。

【注】

①『論語』為政篇に「子曰、非其鬼而祭之、諂也、見義不為、無勇也（子曰く、其の鬼に非ずしてこれを祭るは、諂いなり。義を見て為ざるは、勇無きなり）」とある。孔子のことばの現代語訳は以下の通り。「我が家の祖先神でもないのに祭るのは、へつらいである（本来、祭るべきものではないのであるから）。行なうべきことを前にしながら行なわないのは、臆病者である（ためらって決心がつかないのだから）」。

②『論語』雍也篇に「樊遲問知、子曰、務民之義、敬鬼神而遠之、可謂知矣（以下略）（樊遲　知を問ふ。子曰く、民の義を務め、鬼神を敬してこれを遠ざく、知と謂ふべし）」とある。

③岩波「アラズ」。

④岩波「祈禱」。

⑤岩波「行ヒノ」。

⑥岩波「ステ玉ハズトイヘドモ」。

【現代語訳】

『論語』では鬼と義とを対していることが多い。「其の鬼に非ずして之を祭るは、諂いなり、義を見て為さざるは、勇無きなり」「民の義を務め、鬼神を敬いて之を遠ざく、知と謂うべし」がこれに当たる。義は実近（実体があって身近）なもので、今日のなすべきことをいう。鬼は虚遠（実体のない遠い存在）なもので、今日、さし

迫ってのことではない。義に詳しい人は、実を踏み行ない、なすべきことを行なって鬼神にへつらわない。鬼神に仕える人は、虚（実体のないこと）を行い、為すべきでないこと（必要でないこと）を行って、義（必要なこと）を行なわない。これは古今の通弊である。疾病があって加持祈禱を行なう人は、医薬に疎い。医療を仕事にする人は祈禱を信じない。常に義にかなわないことをして我が身の行ないの悪い人は、必ず鬼神に災いから逃れることを願い福を求める。鬼神に求めない人は、我が身をよく治め義を行ない、努めて災いを免れ、福は自然に訪れる。孔子は鬼神を捨ててはおられないが、ここに遠ざけると言って、義に対立された。後世を慮ることの深さを見て取るべきである。

二十九、孔子と易

「加ヘ我数年ヲ、五十以学レ易ヲ、亦可シ以テ無カル大過一矣①」。朱註ニ曰②、「此時孔子年③幾（チカシ）七十ニ矣、五十ノ字誤、無レ疑ヒ也ト」。又五十ヲ卒ニ作ル。コレ史記④ヲ信ズルノ誤ナリ。六十後⑤ニコノ語アルユヘニカク云モノカ。史記ノ次第正シキニアラザル也。コノ語四十有余ノ時ノ語トミレバ、卒ノ字ニ換（カエ）ルニ及バズ。又疑モナカルベシ。孔子四十四五歳ノ時云、「我ニ四五年ノ年ヲ加ヘ五十ニモナリテカラ⑥易ヲ学ブコトナラハ、大過ナカルベシ」ト云コトナリ。履軒先生曰、「占筮（センゼイ）⑦ハ易ノ本事ナリ。然ルニ彖象ノ辞⑧サスガ聖人ノ作ナレバ、ソノ辞精妙（セイミャウ）ニシテ意味深長ナリ。故ニ易ヲ学ンデ精妙ヲ窮ムレバ、人ノ百行進退（シンタイ）・疾舒（シッショ）⑨、類ニフレテ、鏡ニ物ヲウツスガゴトシ。コノ場ニ到リテハ一々著（メド）ヲ分ツニ及バズ。コヽハコノ理、ソコバクノ理⑩ト云ヤウニ自由ニサバキガツク也。但コレハヨク学（マナビ）テ、其理ノ精妙ヲノミ込タル人ノ上ナリ。コレヲ喩シ⑪トテカケタル辞ニアラズ。精妙ノ理ヲシラヌ⑫、人ニヲシヘテ占筮シテ、ソノ辞ニ従フテ善ニユキ、吉ヲ得テ悔吝⑬・凶災ヲ免シシムル⑭、コレヲ易ノ本事ト云ナリ。易ヲ貴トブマヽニ占筮ヲ鄙事トシテ、種々ノ説ヲナスハアシヽ。孔子ノ易ヲ学ブノ語⑮ハ、卦爻ノ意味ヲヨクヨク考ヘテ、文王・周公ノ辞ヲ引合セ、過ルハ悔、不及ハ吝、中正ヲ得レバ吉、得サレハ凶トシ、スベテ一事一行、易ノ卦爻ニ求メズシテ中（アタ）リ、凶・悔・吝（リン）ニ至ラズ吉ノミニナルヤウニ、ソノ身ヨク脩（ヲサマ）ルトキハ、大過ナカルベシトノ玉フモノナリ。カクノゴトクナル寸ハ小過モナカルベキニ、大過ナカルベシトノ玉フハ、聖人ノ自然ト謙譲ノ語ナリ。コレヲ以テミレバ、仮・卒ノ説⑯、七十ニチカシノ説、用ユベカラズ⑰」。

【注】

①『論語』述而篇に「子曰、加我数年、五十以学易、亦可以無大過矣（子曰く、我に数年を加え、五十以て易を学べば、亦た以て大過無かるべし）」とある。

②上記の注に「蓋是時孔子年已幾七十矣、五十字誤無疑也（蓋し是の時、孔子年已に七十に幾し、五十の字、誤りなること疑ひ無し）」とある。

③岩波「已幾」。朱注も同じ。

④孔子世家に「孔子晩而喜易、序彖繫象説卦文言。読易韋編三絶。曰、仮我数年、若是我於易則彬彬矣（孔子晩にして易を喜び、彖・繫・象・説卦・文言を序す。易を読みて韋編三絶す。曰く、我に数年を仮せば、是くの若く、我 易に於いては則ち彬彬たり）」とある。

⑤岩波「六十ノ後」。

⑥「五十ニモナリテカラ」について岩波本の注には「諸本同じ。ただしA本の初稿本は『五十ニナリテ』、再稿本は『五十ニナルマデ』」とある。本篇五の本文には「五十ニナルマデ」とある。

⑦蓍（筮竹）を用いたうらない。蓍は音はシ。めどとも。古くは萩の茎五十本を用いた。後世には竹の棒を用いる。

⑧本篇四注を参照。文王が各卦の意味を論じた彖辞を作り、その子周公が各爻の意味を述べた爻辞を作ったといわれている。

⑨さまざまな行為をする上でのふるまい方や早い遅いのあり方。

⑩岩波「ソコハソノ理」。

⑪岩波「喩レ」。

⑫岩波「シラズ」。

⑬悔いうらむこと。『易経』繫辞伝上に「吉凶者得失之象也、悔吝者憂虞之象也（吉凶は得失の象なり、悔吝は憂虞の象なり）」とある。

⑭岩波「免シムル」。

⑮『論語』述而篇の「子曰、加我数年、五十以学易」の「易」の字を「亦」の字の意味で読むべきだとする説が古くからあり、孔子の時代に『易』の書物はなかったとすれば正しいといえる。その場合、『論語』のこの文は「五十にして学ぶも、易（亦）た」となる。しかし、最近、易の成立がかなり遡ることを示す資料が出てきている。

⑯朱子は本注②に先だって、「加」は「仮」、「五十」は「卒」の字の過ちであるとする説に対して「愚按、此章之言、史記作仮我数年、若是我於易則彬彬矣。加正作仮（愚按ずるに、此の章の言、史記に「仮我数年、若是我於易則彬彬矣」と作る。加は正に仮に作るべし）」とし、五十の字ではないとするのについては②のように述べている。

⑰中井履軒の『論語聞書』には次のような言説が見られる。

・「加我数年」ハ天ヨリ此方ニ五六年ノ寿命ヲカシクダサレテ也

・「五十以学易」ハ易経ヲ学ブ功ヲ卒トゲバ易ハ吉凶消長進退存亡ノ道理ヲ明ラカニ知ル者ナレバ大ヒナル過チハナカルマイト也是レ易ハ人ノ学バナラヌ所ニシテ又カルガルシクハ学バレザルヲ云ヒ玉フ也

・「大過」ハ小キ過チハ不知大ヒナル過チハナカルマイト也是レ御謙遜ノ辞也

【現代語訳】

「我に数年を加え、五十以て易を学べば、亦た以て大過無かるべし」（と『論語』にある）。朱註には「此の時、孔子年已に七十に幾し、五十の字誤ること、疑無し」とあり、また五十を「卒」の字に作っている。これは『史記』の記述を信じることから起こった誤りである。六十歳の後にこの語があるため、このように言うのであろう。『史記』の記事の順は正しくはない。この言葉が四十余歳の時のものとみれば、「卒」の字に換えるには及ばない。また疑いもなくなるであろう。孔子が四十四五歳の時に、「私に四五年の年を加え五十にもなってから易を学ぶことになっても、大きな過ちはないであろう」ということである。

履軒先生は次のように言う。

占筮は易の本来の仕事である。しかるに、彖伝・象伝の辞はさすが聖人の作であるから、その辞は精妙にして意味深長である。故に易を学んで精妙を窮めたならば、人のあらゆる行いの進退やその早遅について、同類が見つかり、まるで鏡に物が写るようである。この場に到っては、一いち蓍木を分けて占うには及ばない。ここはこの理、そこはその理というように自由に裁きがつく。ただ、これはよく学んで、その理の精妙さを理解した人においてのみ可能である。これを理解せよとして書いた辞ではない。

精妙な理を知らないでも、人に教えて占筮をし、その辞に従って善に向かい吉を得て、後悔や災いをまぬがれさせる、これを易の本来の仕事という。易を尊びながら、占筮をいやしいこととして、さまざまな説をなすのはよくない。

孔子が易を学ぶという言葉は、卦爻の意味をよくよく考えて、文王・周公の辞を引き合わせ、いき過ぎるのは悔、及ばないのは吝、中正を得れば吉、得なければ凶とし、すべて一事一行、易の卦爻に求めなくて当たり、凶・

悔・吝に至らないで吉のみになるように、その身をよく修めるときは、大過がないだろうと言っておられるのである。そのようになった場合は小過もないであろうに、「大過無かるべし」と言われるのは、聖人の自然な謙譲の言葉である。このことから見ると、「加」は「仮」の、「五十」は「卒」の誤りであるとする説や、孔子が七十に近いという説は、用いるべきではない。

三十、期年

「期日ニシテ而可」「三年有レ成ル」①「大国ハ五年、小国ハ七年②」「教ユル民ヲ七年」「世ニシテ而後仁」「治ムル国ヲ百年」③等ノ数ミナソレ〳〵ノ拠ヨリドコロアリ。王者ト善人トノ勝劣シャウレツアリテ、ソノ用ユル年数ヲ考フベシ。シカルニ五年・七年マデハソノ人ノ力チカラニカ、ル。世（三十年ヲ一世ト云④。）及百年ハ大ニ異ナリ。又天下ト一国ノ違アリ。曰期、曰三年ハ、上文「用レ我ヲ」ノ句ヲウケテ、孔子ノ身上ノコトニシテ、当時ノ諸侯一国ノコトナリ。天下ニカ、ルコトニアラズ。魯、孔子ヲ用ヒ、三月ニシテヨク治マル。期月ト云モノ迫セマラザルナリ。曰世ハ、上文「有二王者一」ノ句ヲウケ、他ノ聖賢ヲ汎ヒロク論ズル也。孔子ノ身上ニアラズシテ、又天下ヲ治ムルコトナリ。曰七年、曰百年ハ、「善人」ノコトナリ。善人ハ学問ナシトイヘドモ其行ヒ道ニカナフナリ。曰小国五年、大国七年⑤ハ、孟子ソノ時諸侯ノ国ノコトヲヒロク云ナリ。期月ハ凡⑥一月ナリ。左伝杜註⑦アヤマリテ一年トス。コノ朱註⑧モソノ誤ヲ伝フ也。期ハ其月ト云コトニテ一周年ヲ本義トスベシ。ソレヲ借カリタルユヘ、月ノ字ヲソヘテ一月ノコトトスル也。周年ナラバ期一字ニテスムベシ。月ノ字ヲソフルニ及バズ。且期月ト期年ト同ジト云ハ、文面モスマヌモノナリ。サテ又コノ三十年ニツキテ説アリ。竹山先生曰、「コ、ニ王者ヲコリテ政ヲトル寸ニハ、三十・四十ヨリ五十ノ人ハ三十年ニシテ老テ死スベシ。コノ内ニタトヒ悪人アリトモ大抵ハ化セラルベシ。弱壮ノ人ハ教ヘテ善人トスベシ。幼者ハ仁中ニ育ソダテラレテ悪ハナスベカラズ。コ、ニ至ンモノハ三十年ノ数ヲツマザレバ全ク仁トハナラザル也」ト。ミナソノ言ニツキテ工夫セバコレモ亦学問ナルベシ⑨。

【注】

①この二句は『論語』子路篇。ただし「期日」は「期月」の誤記。岩波は「期月」。「子曰、苟有用我者、期月而已可也、三年有成（子曰く、苟くも我を用うる者あらば、期月のみにして可ならん。三年にして成すこと有らん）」。

孔子のことばの現代語訳は「もしだれかがわたしを用いてくれたならば一年（あるいは一月）だけでいいのだ。三年もたてば立派にできあがる」となる。

②『孟子』離婁上に「師文王、大国五年、小国七年、必為政於天下矣（文王を師とせば、大国五年、小国七年、必ず政を天下になさん）」とある。

③いずれも『論語』子路篇。なお、「治国」は『論語』原文では「為邦」。それぞれの原文と意味は次の通り。

・「子曰、善人教民七年、亦可以即戎矣（子曰く、善人、民を教うること七年、亦た以て戎に即かしむべし）」。孔子のことばの現代語訳は「ふつうの善人でも人民を七年も教育すれば、戦争にいかせることができる」。

・「子曰、如有王者、必世而後仁（子曰く、如し王者有らば、必ず世にして後に仁ならん）」。孔子のことばの現代語訳は「もし（天命を受けた）王者が出ても、（今の乱世では）きっと一代（三十年）たってからはじめて仁（の世界）になるのだろう」。

・「子曰、善人為邦百年、亦可以勝残去殺矣、誠哉是言也（子曰く、善人、邦を為むること百年、亦た以て残に勝ちて殺を去るべしと。誠なるかな、是の言や）」。孔子のことばの現代語訳は「ふつうの善人でも百年でも国を治めていれば、あばれ者をおさえて死刑もなくすることができるというが、本当だよ、このことばは」。

④「世」の字は「卅（三十）」に由来する。

⑤注②参照。ここは大小を誤記している。

⑥岩波「丸」。

⑦『春秋左氏伝』の杜預の注。「期月」を注した箇所がどこか不明。

⑧注①に引く『論語』子路篇のことばの朱注に「期月、謂周一歳之月也」とある。

⑨岩波本の補注には次のようにある。

A本（『宰我の償』辰馬氏蔵）にはこの章とほぼ同文があり、末尾のこの部分に「コノ語、我目ノアタリ白川侯ニテコレヲミル。百年ニシテ残ニ勝チ殺ヲ去ルモノハ、善人二三代並出ルノ極功、ソレ天運ニカ、ル。徳川家三代ノ賢徳ヲ見テコレヲ証スベシ。アヽ聖人ノ語、苟モセザル也」とある。A本を校閲した中井竹山は、「徳川家」という表現は、「織田・豊臣ヲ云如ク他ノ代ヨリノ呼」びかたであるから、「ヤハリ俗ニ従ヒ御当家」と改めるよう押紙をつけている。その教示に従い、A本再稿本ではこの部分は、「コレハ天運ニカ、ルトコロニシテ　御当家三代ノ賢徳ヲミテシルベシ。

ア、聖人ノ語、的当ナルモノカ」と改めている。しかし、さらに、夢ノ代の段階になって、これらの文章は削除されたのである。

【現代語訳】

「（苟くも我を用うる者あらば）期月（已（のみ））にして可ならん」「三年にして成すことあらん」、「（文王を師とせば）大国五年、小国七年（必ず政を天下になさん）」、「（善人）民を教うること七年、（亦た以て戎に即かしむべし）」、「（如し王者有れば、必ず）世にして後に仁ならん」、「（善人）国を治ること百年（亦た以て残に勝ちて殺を去るべし）」等の数は、どれもそれぞれ根拠がある。王者と善人との優劣があるので、その要する年数を考慮しなければならない。しかし、五年・七年まではその人の力に関わる。世（三十年を一世という）と百年は大きく違う。また天下と一国の違いがある。期といい、三年というは、上文の「我を用うる」の句を受けて、孔子の身上のことであり、当時の諸侯一国のことである。天下に関わることではない。魯は孔子を用い、三カ月にしてよく治まった。期月というのを迫らなかった。

「世（三十年）」というは、上文の「王者有れば」の句を受け、他の聖賢を広く論ずる。孔子の身上ではなく、また天下を治めることである。七年といい、百年というのは、「善人」のことである。善人は学問がないといっても、その行いは道にかなっている。

「小国五年、大国七年」というのは、孟子の当時の諸侯の国のことを一般的にいう。「期月」は全部で一カ月である。『左伝』杜預の注は誤って一年としている。この朱注も、その誤りを伝えている。期は「其の月」ということで、一周年を本義とすべきである。それを借りたので、月の字を添えて一ケ月のこととするのである。周年ならば期一字ですむはずで、月の字を添えるには及ばない。その上、期月と期年とが同じだというのでは、文面上もうまくいかない。

さて、この三十年については説がある。竹山先生はいう、「ここに王者が起こって政治を行なったとして、三十・四十から五十歳の人は、三十年経つと年老いて死ぬだろう。この内に、たとえ悪人がいたとしても大抵は亡くなってしまうから、世の中は教化されるであろう。青年や壮年の人は教育して善人とすることができる。幼ない者は仁の中にて育てられるのだから、悪くなるはずはない。ここに至るには三十年の年数を積まなかったら、全く仁とはならない」と。どれもその言葉について工夫して考えれば、これもまた学問になるであろう。

三十一、夢について

「我不三復夢見二周公一ヲ①」。凡ユメハ半寤半寐②ノ間ニ見ルモノ也。間思雑慮③アリテ、ソレガ直ニ夢トナルアリ、又ナクテモアリ。人ヲ思フテ夢トナルアリ、思ハヌ人ヲミルコトアリ。必トセザルモノ也。イヅレニモ半寤半寐ノ時ニ、雑慮ノヤウナルモノアリテ夢ニナル也。初ノ雑慮ヨリツヾキテ来ルモアリ、別ナルモアリ。（欄外：疾病アリテ寐ガタケレバ必夢多シ。コレモ半寤半寐ユヘナリ。又④憂苦心労アル寸モ同シ。）酔人ノ妄語妄ナレドモ、ソノ時ハ夢ノゴトクニ心ニ浮ムコトアル也。酔時ノ妄モ亦同シ。醒ルマテ寐サレバ、ソノコトハ皆ヨク覚ヘテ居ルモノ也⑤。熟睡スレバ悉ク忘ル、ナリ。夢モ亦シカリ。夢中寝語⑥モソノ時フト目サムレバ皆記得⑦ノ後一睡スレハ⑧皆忘ル。又体寝テ心寝サレバ間思雑慮アリテ夢トナル。心寝テ体寝サレバ手足ヲ動カスノ説アリトイヘドモ、心寝テ体ノ寝ザルコトハアルマジ。寤寐ハ心ノ上也。体ニ寤寐ナシ。唯半寐ユヘニ視聴収マルナリ。亦半寤ユヘニ鼾睡シナガラ、傍人ノ言耳ニ入コトナリ⑨。聖人ニ間思雑慮ナシトハ云ベカラズ。只愚人ノ煩惑ニ似ザルノミ。「至人無レ夢⑩」トノ語荘子ニ出タレドモ、聖人トハナシ⑪。コノ語モトヨリ妄説ナリ。取ベカラズ。シカルニコノ語ニ惑ハサル、人モ亦少ナカラズ⑫。シカレドモ孔子ニ夢アルヲ以テ考フベシ。孔子ツ子ニ周公ヲシタヒ、我ヲ用ユルモノアラバ、周公ノ政迹⑬ヲ挙用セント思シ召ユヘ、時ニ⑭周公ヲ夢見玉フ也。（欄外：孔子ノ周公ノコトヲ思ハセラル、ハ⑮、間思雑慮ナリトイヘドモ、聖人ノ間思雑慮ノ凡人チガフヲミルベシ。）

シカルニ、ツイニ用ユル人ナシ。タトヒアリトモ、年老テ仕フベキ年数モナシ。ユヘニ行ハレサルヲシリテ思ヒ切玉フ。コヽニオヒテ周公ノ夢ヲモ見玉ハザルニヨリ、老テ衰ロヘタリト歎ジ玉フナリ⑯。前ニ云ゴトクニテ、聖人ニハ常人ノゴトク雑慮ハナケレドモ、ミナソノ雑慮正シキヲ得ル。関雎ノ寤寐ニ思フ⑰ガゴトク、父母ノ喪ニアリテ悲シムガゴトク、ソノ雑慮トイヘドモ正ニ出ルナリ。シカレバ則、父兄・長者ヲ打罵⑱シ、銭財ヲ盗ミ、邪淫ヲ犯シ、讒言⑲ヲナシ、人ヲ殺シ、其余ノ悪事ヲナス夢ヲミルハ、聖賢君子ニハナキコト也。誰ニテモカヽル夢ヲミルナラバ、必ニ⑳我心ニ恥テ己ヲカヘリミテ慎ムベキコトナリ。世ニ夢ホド前後ソロハザルモノナシ。此ニアルカトスレバ忽然トシテ彼ニアリ㉑。甲人ト話スカトスレバ乙人ト話シ、或ハ死シタル人ニ逢ヒ、遠人ト

談ズ。風ヲトラヘ影ヲツナグ㉒ガゴトシ。平生黙然タルトキ、彼ヲ思ヒ此ヲ思ヒ、改テ死人ヲ思ヒ出シ、他所ヘ往キシコトヲ思フガゴトシ。起テ寤タルトキ思フト、半寐ニテ思フトノチガヒニテ、同ジコトナリ。シカレバ古人ノ弓馬・宝物ヲ夢ニ授カリシト云、諸神・諸仏ノ託宣㉓ヲ夢ミルト云テ祠廟ヲ建立シ、方薬㉔ヲ得テ御夢想㉕ト号シ、妖僧ノ地獄ヲ見シト云フコト㉖、ミナコノ半寤半寐・間思雑慮ノナス処ナルヲ覚ラズシテ、コレヲ信ジテ、建立シタル祠廟・仏刹アリ〳〵トシテ存スレバ、ソノ時ノ君臣ノ愚妄ナルコト明ラカニシルベシ。コレミナ其夢ミタル人ノ妄ニシテ、信ズル人モ亦妄也。【殷ノ高宗ノ傅説ヲ夢ニ見シ㉗ハ謀術ナリ。後醍醐天皇ノ楠子ヲ夢ミル㉘ト同シク、コレラハ夢ニ託シテ衆ヲ服スルナリ。実ハ前以テ約シタルコトナリ。古来コノルイ多シ。】

シカルニ、コノ夢ヲナノリテ事ヲ仕出スモノ、万ニ一モ実夢ハナキナリ。ミナ姦計ナリ。コレ則チ、君上ノ愚ヲ見カケテ欺クモノニシテ、ソノ罪殺シテ免㉙コトナカルベシ。智者上ニアリテ政ヲ行フ寸ハ、カヽル奸人㉚ハ決シテ出サルナリ。ユヘニ歴代ノ夢ヲ云立、上ヲ欺キシ姦人ドモヲ、ミナ官ヲ剥ギ、今カヽルコト云出スモノアラバ、忽チ罰スベシ。サテ又、当時夢想トシルシタル薬店・灸点ノルイ、ソノ余加持祈禱㉛ノルイハ、ノコラズ破却シテ、手始トスベシ。アヽ憎ムベキカナ。

【注】

①『論語』述而篇に「子曰、甚矣、吾衰也、久矣、我不復夢見周公也（子曰く、甚だしいかな、吾が衰へたるや。久し、吾れ復た夢に周公を見ず）」とある。

②「寤寐」は目が覚めると眠ると。そこから、半分目覚め半分眠っている状態をいうのであろう。

③閑なときにあれこれ思慮すること。

④岩波「亦」。

⑤岩波「居るものなり」。

⑥岩波「夢中寐語」。

⑦おぼえている。

⑧岩波「記得ス。後一睡スレバ」。

⑨岩波「入コトアリ」。

⑩『荘子』大宗師篇に「古之真人、其寝不夢」、刻意篇に「（聖人）其寝不夢、其覚無憂」とある。岩波本頭注に「荘子大宗師篇注」とあるが、注には該当する語はない。

⑪注⑩にあるように『荘子』刻意篇には「聖人」を主語として書いてあるから、ここは蟠桃の思い違いか。

⑫中井履軒の『論語聞書』に「聖人無夢ノ一語荘子ノ口ニ出テ人皆之ヲ信ジ天下ノ毒トナル。歎ス可シ。決シテ

聖人夢無キノ理ナキコト也」とある。また履軒の『論語逢原』では「至人無夢、元是老荘家之言、無是取者、何必回護於思夢」という。

⑬政治上の事跡。

⑭岩波「時々」。

⑮岩波「思セラル、ハ」。

⑯朱注では「孔子盛んなる時、志、周公の道を行はんと欲す。故に夢寐の間、これを見る或るが如し。其の老いて行う能はざるに至れば、則ち復た是の心無くして、亦た復た是の夢無し。故に此に因りて自ら其の衰えの甚だしきを歎ず」とある。『論語』の解釈は朱注と同じであるが、蟠桃は夢とは何かを論じる。

⑰「関雎」は『詩経』周南の詩。「窈窕淑女、寤寐求之」などとある。

⑱ののしる。罵倒。

⑲人を陥れるために、事実をまげ、また偽って告げ口すること。また、そのことば。

⑳岩波「必々」。

㉑岩波「在り」。

㉒つかまえどころのないこと。

㉓神仏のお告げ。神仏が物にことよせて何かを人に知らせること。神託。

㉔方術（不老長生を得る術。神仙術）の薬。

㉕「夢想」は夢の中に神仏が現れて告げるおつげ。

㉖『夢ノ代』巻九異端篇十三に、東寺の僧が死んで蘇り、地獄を見たと語ったことが述べられている。

㉗『史記』殷本紀に次の記事がある。「帝小乙崩、子帝武丁立。帝武丁即位、思復興殷、而未得其佐。三年不言、政事決定於冢宰、以観国風。武丁夜夢得聖人、名曰説。以夢所見視群臣百吏、皆非也。於是迺使百工営求之野、得説於傅険中。見於武丁、武丁曰、是也。得而与之語、果聖人、挙以為相、殷国大治。故遂以傅険姓之、号曰傅説」。これによると、帝武丁（殷の高宗）が補佐を求めていたが得らぬまま三年たったある夜、説（えつ）という名の聖人の夢を見た。群臣の中に捜したが見つからず、工事作業員の中に見出したという。

㉘後醍醐天皇が夢で楠正成（くすのきまさしげ）を知り、これを招いたという（『太平記』巻三「主上御夢事」）。

㉙岩波「免ス」。

㉚姦人に同じ。悪人。

㉛真言系仏教の祈祷・呪法。

【現代語訳】

「我、復（また）た夢に周公を見ず」について。およそ夢は半（はん）

寤半寐（半分目覚め半分眠っている）状態で見るものである。いろいろな雑念があって、それがそのまま夢となるのもあり、そのままなるのではないものもある。人を思っていて夢となることがあり、思わない人を夢見ることもある。必ず見ると決まっていないものである。いずれにしても半寤半寐の時に、雑念のようなものがあって夢になるのである。初めの雑念から続いて来るものもあり、別なものもある。（欄外：病気のために眠れないときは必ず夢を多く見る。）

酒に酔った人の話はでたらめだが、その時は夢のように心に浮かぶことがあるのだ。酔った時の妄想も同様である。酔いが醒めるまで寝なかった場合、その間のことはみなよく覚えているものである。熟睡するとすべて忘れてしまう。夢もまた同じである。夢の中の眠り話も、その時ふと目が覚めたら、みな記憶している。その後、一睡すればみな忘れてしまう。

また、体が寝て心が寝ていない時は、雑念が夢となる。心が寝て体が寝ていない時は手足を動かすという説があるけれども、心が寝て体が寝ないということはないであろう。目覚めると寝るは心の状態をいう。体にはこの別はない。ただ半分寝ている時には視聴することができる。また半分覚めた時、いびきをかいて眠りながら、そばの人の言葉が耳に入ることがある。

聖人に雑念がないとはいえない。ただ愚人の煩雑な惑いには似ていないだけである。「至人無夢」という言葉は『荘子』に出ているが、聖人とは言っていない。この言葉はもとより妄説である。取るべきではない。ところが、この言葉に惑わされる人も少なからずいる。しかし、孔子が夢見ていることを考えなければならない。孔子はいつも周公を慕い、自分を採用する者があれば、周公の政策を挙用しようと思っておられて、時々、周公を夢に見られたのである。（欄外：孔子が周公のことを思っておられるのは、雑念とはいえ、聖人の雑念は凡人と違うと見なければならない。）

しかし、最後まで孔子を採用するはいなかった。たとえあったとしても、年を取っていて仕える年数もない。だから、もう周公の政治を行うことはできないと悟り、断念された。ここにおいて、周公の夢も見ることがなくなり、老いて衰えたと歎かれたのである。

前にいうように、聖人には常人のような雑念はないけれども、その雑慮はみな正しいものである。『詩経』関雎に「寤寐に思ふ」というように、父母の喪にあって悲しむように、その雑念といっても正式なものである。そうすると、父兄や年長者を罵倒し、金品を盗み、邪淫を

犯し、悪口をいい、人を殺し、そのほかの悪事をなす夢を見ることは、聖賢君子にはないのである。誰であっても、このような夢を見るならば、必ず自分の心に恥じて、自分を省みて慎しむべきである。

世に夢ほど前後が一貫しないものはない。ここにあるかとおもえば、突然あそこにある。甲人と話しているかとおもえば乙人と話していて、あるいは死んだ人に逢ったり、遠くにいる人と話したりする。風をとらえ、影をつなぐようなもので、つかまえどころがない。ふだんじっとしている時、あれこれ思っていて、改めて死んだ人を思い出し、よそへ行ってしまったと思うようなものである。起きて覚めている時に思うのと、半分寝ていて思うのとの違いだけで、同じことである。

そうすると、昔の人が弓馬や宝物を夢の中で授かったと言い、諸神・諸仏の託宣を夢に見るからと言って祠廟を建立し、仙薬を得て御夢想（おつげ）と名付け、妖僧が地獄を見たというなどのこと、みなこの半分覚めて半分眠っている状態やさまざまな雑念がもたらしていることを覚らず、これを信じて、建立した祠廟や仏寺が現に存在しているので、その時の君臣が愚妄であることをはっきりと知るべきである。これらはみなその夢を見た人が考えがないのであって、信じる人もまた考えがない。

【殷の高宗が傅説（ふえつ）を夢に見たというのは策略である。後醍醐天皇が楠木正成（くすのきまさしげ）を夢に見たと同様で、これらは夢に仮託して民衆を従わせるのである。実際は事前に約束してあるのである。古来、この類は多い。】

しかし、このように夢であるといって事を起こすものは、万に一つも実際の夢ではないのである。どれもみな悪い策略である。つまり、君主が愚かであるのを見て欺くものであって、その罪は死に当たり、赦されるはずはない。智者が上にあって政治を行なう時は、このような悪賢い人間は決して現れない。だから歴代の夢を並べ立て、君主を欺いた悪人どもは、みな官を剥ぎ取り、今このようなことを言い出す者がいたなら、すぐに罰すべきである。さてまた、昔、夢に処方を見て創業したと書き記してある薬店・お灸の類、その他加持祈禱の類は、残らず破り捨てることを手始めとすべきである。（夢に仮託する迷信は）憎むべきであるよ。

三十二、双子の兄弟

「周ニ有リ二八士一、伯達（タツ）・伯适（クハツ）・仲突（トツ）・仲忽（コツ）・叔夜（ヤ）・叔夏（カ）・季随（ズイ）・季騧（クハ）①」。コレ四乳（ニウ）②ニシテ八子ヲ生ムト。皆双生ナリ。伯・仲・叔・季ノ次第二人ヅ、同ジケレバ、

双生ニ兄弟ノ分チナキヲシルベシ。（欄外：八士ノ名③ミナ韵ヲフム。）シカルニ④スデニ其別ナシトイヘドモ、初ヲ兄トシ次ヲ弟トスルノ序ナクンバアルベカラズ。シカレドモ⑤太郎・二郎トハスベカラズ。二人トモ太郎ナルベシ。イカントナレバ、論語二人トモ伯ナレバナリ。シカレバ⑥双生ハスベテ同輩タルベシ。

ナレドモ、シ井テ⑦兄弟ヲ分タントセバ、先出ヲ兄トシ後出ヲ弟トスベシ。当世多ク後出ヲ兄トス。ソノユヘヲトヘバ、曰「後出ハ先ニ受胎シテ上ニ在リ。先出ハ後ニ受胎シテ下ニアリ。ユヘニ後出ヲ兄トス」ト。コレハ不当ノコトナリ。凡受胎ノ早キモノ先出ハ順ナリ。シカレバ⑧先出ヲ兄トスルコト決然⑨理ニアタルナリ。タトヒ妻妾同時ニ妊センカ、臨月ニ至リ、今日生レタルヲ兄トスベシ、明日生レタルヲ弟トスベシ。ナンゾ妊娠ノ前後ニカヽハラン。証モナキコトウガタンヨリ、出産ノ前後ヲ証トスベシ。西京雑記⑩ニ霍光⑪ノ子ノ双生ヲ論ズルコトクハシ。サテ又胎中ニテモ六七月ノ後ハ上下ヲ論ズトイヘドモ、三四月マデハ一滴ノ水、一箇ノ卵、ナンゾ上下ヲ分タン。又六七月後トイヘドモ並ビ居ルトキハイカヾスベキ。何レニモ出ルトキハタトヒ同輩トイヘドモ、一人先ヘ出、一人ハ後レザルヲ得ズ。シカレバ早ク出タルヲ決シテ兄トスベシ。コノ論易フベカラズ。

【中川氏資生天機⑫ニ云、「孿ハ双生也。一会ニシテ孕ムヲ云。ユヘニトモニ男バカリカ、女バカリナリ。女夫子⑬ト云ハ両度ノ孕ナリ。亦男バカリニテモアリ。孿ハ胞ヲ共ニシ、両度ノ脈⑭ハ胞ヲ別ニス。又肝⑮ミテ月ヲ経テ又孕ミタルハ大小アリトイヘドモ、先孕ノ催生スル寸後孕ヲヲシ出スモノアリ。シカレドモコレハ育セザルナリ⑯」ト。シカレバ胞衣ノ異ナルハ、両度ノ孕ナリ⑰。俗ニ密夫トスルハ誤也。】⑱

【注】

①『論語』微子篇。古注には、「周時四乳生八子、皆為顕士、故記之爾（周時、四乳にして八子を生む。皆な顕士為り。故にこれを記すのみ）」とあり、正義には「此章記異也。周時有人四徧生子而乳之。毎乳皆二子、皆為顕士。故記之耳。鄭玄以為成王時、劉向馬融皆以為宣王時（此章、異を記す。周の時、人の四徧に子を生みてこれを乳する有り。毎に皆二子を乳す。皆な顕士為り。故にこれを記すのみ。鄭玄以て成王の時と爲す。劉向・馬融皆な以て宣王の時と爲す）」とあり、これを受けて、朱注には「或曰、成王時人、或曰、宣王時人。蓋一母四乳而生八子也。然不可考矣（或いは曰く、成王の時の人と。或いは曰く、宣王の時の人と。蓋し一母の四乳にし

て八子を生むなり。然れども考ふべからず）」とある。

②ふつうは乳が四つあることをいう。周の文王は四乳であったという（『淮南子』『論衡』）。しかし、ここは注①に引く正義や朱注にあるように四度の妊娠をいう。

③岩波「礎」。

④岩波「然ルニ」。

⑤岩波「然レドモ」。

⑥岩波「然レバ」。

⑦岩波「シイテ」。

⑧岩波「然レバ」。

⑨はっきりと。

⑩晋の葛洪撰。あるいは漢の劉向撰といい、また梁・呉均の依託ともいう。前漢の雑事を記録したもの。巻三に以下の文がある。

霍将軍妻一産二子、疑所為兄弟。或曰、前生為兄、後生者為弟。今雖俱日亦宜以先生為兄。或曰、居上者宜為兄、居下為弟。居下者前生。今宜以前生為弟。時霍光聞之曰、昔殷王祖甲一産二子、曰嚚、曰良。以卯日生嚚、以巳日生良。則以嚚為兄、以良為弟。若以在上者為兄、嚚亦当為弟。昔、許釐荘公一産二女、曰妖、曰茂。楚大夫唐勒一産二子、一男一女、男曰貞夫、女曰瓊華。皆以先生為長。近代鄭昌時・文長蒨並生二男。滕公一生二女、李黎生一男一女、並以前生者為長。霍氏亦以前生為兄焉。

霍将軍（霍光、注②参照）の妻が双子を産んだとき、先に生まれたほうを兄とするという者と、上にいたものが兄であり下にいたものが弟であるから先に生まれたほうを弟とするという者がいた。霍光は、殷王祖甲、許の釐荘公、楚の大夫唐勒、近時の鄭昌時・文長、滕公、李黎がいずれも先に生まれたほうを長男ないしは長女としている例をあげ、先に生まれたほうを兄とした。

⑪前漢の武帝・昭帝・宣帝に仕えた高臣（『漢書』六十八）。その妻顕は娘を宣帝の后にしたが、光の死後、悪事が発覚して棄市された（『前漢書』九十七上外戚伝）。

⑫「資生天機」は書名であろうが、中川氏ともども未詳。

⑬男女の双子。

⑭岩波「娠」。

⑮岩波「孕」。

⑯岩波「也」。

⑰岩波「両度ニ孕ムモノ也」。

⑱「中川氏」以下のこの部分は底本では付記として章末にあるが、『宰我の償』日比谷図書館蔵写本では章初の頭注にある。

【現代語訳】

『論語』微子篇に「周有八士、伯達・伯适・仲突・仲忽・叔夜・叔夏・季随・季騧」とある。これは四乳（一人の母親が四度の出産）で八人の子を生んだということだ。みな双子であった。伯・仲・叔・季の順序に二人ずつ同じように並んでいるので、双子に兄弟の区別がないことがわかる。（八士の名は脚韻を踏んでいる。）しかし、すでに区別がないとはいうが、初めを兄とし次を弟とする順序がないはずはない。とはいえ太郎・二郎とすべきではない。二人とも太郎であるべきである。なぜならば、『論語』では二人とも伯としているからである。そうすると双子はすべて同輩であるべきである。しかし、しいて兄弟を分けようとするなら、先に生まれ出たのを兄とし、後に出たのを弟とすべきである。

当世、後出を兄とすることが多い。そのわけを問うと、「後出は先に受胎したから上にいた。先出は後で受胎したから下にいた。だから後出を兄とする」という。これはまちがっている。すべて受胎の早いものが先に出るのが順である。だから、先出を兄とするほうが、はっきりと理に当たるのである。

かりに妻妾が同時に妊娠したとしたら、臨月になって、今日生れたのを兄、明日生れたのを弟とすべきである。どうして妊娠の前後に関わるだろうか。証拠もないことをうがつより、出産の前か後かを証とすべきである。『西京雑記』に霍光が子の双生を論じているのが詳しい。

さて、また胎内においても六七ヶ月の後は上下を論ずることができるが、三四ヶ月までは一滴の水であり、一箇の卵であるのだから、どうして上下の区別があろうか。また六七ヶ月の後といっても、並んでいるときはどうすべきか。いずれにしても出るときは、たとえ同輩といっても、一人が先に出て、一人が後になるほかない。それならば早く出たのをはっきり兄とすべきである。この論を変えてはいけない。

中川氏の『資生天機』は次のようにいう、「孿（れん）とは双子のことである。一度の妊娠ではらむことをいう。だから、二人とも男か、女かである。女夫子（めおとご）というのは二度で孕むものである。これには男ばかりのもある。孿は胞が同じで、二度の妊娠は胞が別々である。また孕んでから月を経て、さらに孕んだのは、大小の違いがあるけれど、先に孕んだ子が生まれようとするとき、後で孕んだ子を押し出すことがある。しかし、その場合は押し出された子は育たない」と。そうすると胞衣の異なるのは、二度にわたって孕んだものとなる。俗に密夫（の子）とするのは誤りである。